

学 位 論 文 題 名

『かげろふの日記』研究

学位論文内容の要旨

本論文は計六章よりなっており、その概要は以下のとおりである。

【序章】

『かげろふの日記』研究において、作者の嘆きや苦悩の原因ないし実態を理解することは重要な問題とされてきたが、本章では、旧来の理解は必ずしも本作品の読みに忠実に行われてきたとはいえず、『かげろふの日記』という作品本文に即した理解をあらためて目指すべきであるという所信を表明する。

【第一章：『かげろふの日記』における作者と兼家との関係のありよう】

本章では、『かげろふの日記』において、作者にとって常に最重要事であった兼家との関係が、どのようなものであったのかを考察する。第一節では、平安時代の結婚制度に関する従来の諸説を紹介したうえで一夫一妻制説を支持し、第二節では、上巻冒頭部本文の読解から、作者と兼家との結婚の始まりが正式な手続きを踏んだものとはいえないものであることを導く。そして、第三節では、第二節で述べた二人の結婚のあり方から、本作品において作者に自らの不安定な状況を嘆かせた原因は、従来いわれているような、兼家の不誠実な態度そのものにあるのではなく、結局のところ、二人の関係が始まる前にすでにあった兼家と正妻時姫との関係と、それによって必然的に生じる作者と兼家との関係の不安定さにあったことを論じる。

【第二章：『かげろふの日記』上巻論】

本論文の中核をなす本章では、作者と兼家との関係のありようを中心に、『かげろふの日記』の上巻をどのように読むべきかを論じる。すなわち、上巻のみに付されている序文・跋文の内容を中巻に描かれている作者の苦悩と結びつけて論じられてきた従来の論に対して、第一章で述べたような二人の関係のあり方をもとに、まず第一節において、序文、跋文にあらわれる「ものはかなし」ということばに、まさに上巻において述べられている兼家との関係における作者の境遇の頼りなさが象徴されていることを論証する。第二節では、同じく本作品の書名ともなった「かげろふ」ということばに焦点をあててこれを「陽炎」の意と断じ、この語が表す境遇も、第一節で述べた「ものはかなし」と同様の性質を有するものであることを確認する。以上により、上巻の序文・跋文の内容は、上巻の内容とよく整合し、従来のようにそれが中巻の内容と合致すると考える必要のないことを明らかにする。さらに、第三節では、「ものはかなし」や「かげろふ」ということばが表す当時の女性の境遇について、現実的な問題である「後見」という視点からの補強が図られている。

【第三章：『かげろふの日記』中巻論】

本章では、中巻の作者の嘆きのありようを論じる。従来中巻こそが『かげろふの日記』

上巻の序文・跋文に示されている作者の境遇が具体的に記されている部分であると論じられてきたが、そのような見解は、第二章において見た、上巻に示されている作者の苦悩を軽視した結果だといえる。本章第一節では、上巻と中巻とでは作者の嘆き、苦悩の中身が違うということを論じるが、違うといっても、その違いは、二人の関係の一貫したあり方、つまり、もっぱら兼家の態度に左右される妾妻としての立場が基盤としてありつづけている結果であることを指摘する。加えて、中巻においては作者にある種の諦念が胚胎するが、第二節では、その様相の分析を通じて、下巻の内容との有機的つながりが見て取れることを説く。

【第四章：『かげろふの日記』下巻論】

本章では、中巻の終盤部に見られた作者の老いの意識が、下巻に至ってより強まっていく様相を見る。そしてその中で、兼家との対比において自らの衰えを嘆くという表現のかたちが多く、しかも、それらの記述の中に、ところどころ、作者の兼家への執着が顔をのぞかせていることに注意する。そこから、作者の老いの意識さえもが、兼家との関係において感じ取られたもの、つまり、兼家の愛情に頼るしかない自分がその兼家の愛情をすでに受けるに値しなくなった現実を嘆いていると考えることができ、作者は結局兼家との関係のあり方から最後まで逃れられなかったのだと結論する。

【終章】

本章は、第一章から第四章までのまとめであり、『かげろふの日記』において作者が嘆いているのは、兼家その人に対する嘆きではなく、作者が兼家の妾妻でしかありえなかったという彼らの婚姻関係に対する嘆きであり、しかもそれは、上巻、中巻、下巻と、この作品に一貫しているのだと総括する。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 後 藤 康 文
副 査 教 授 富 田 康 之
副 査 教 授 河 内 祥 輔

学 位 論 文 題 名

『かげろふの日記』研究

審査の方法および経過

第1回審査委員会(平成16年12月17日) 申請論文を各委員に配布し、査読を開始する。

第2回審査委員会(平成17年1月18日) 論文内容に関して委員会内部で意見交換をし、
口述試験に向けての問題点の整理を行う。

第3回審査委員会(平成17年1月25日) 申請者に対する口述試験を実施したのち、その
内容を検討し、学位授与の可否を判定する。

第4回審査委員会(平成17年1月26日) 主査が申請報告書を作成し、委員会で検討する。

審査の概要

1) 本論文の観点と方法

一夫多妻制を前提とした従来の主情的な『かげろふの日記』研究のあり方に疑義を呈して、当時の結婚制度は一夫一妻制であったとの認識のもと、作品本文の丹念な読解を通して作者道綱母の嘆きや苦悩の本質を正しく解き明かすことが、本申請論文の観点と方法であるといえる。

2) 本論文の研究成果

平安時代の婚姻制度の実態については、今日なお種々議論のあるところであって、正妻は産んだ子供の多寡によって事後的に決定されたと主張する立場もなお根強い。しかしながら、この問題は、国文学界・日本史学界において今後ともさらなる考究の必要な大きな課題といえ、本申請論文の立脚する立場がこれにより即座に否定される性質のものではない。一夫一妻制を前提に立論された本論の論旨はこのうえなく明快であって、本文の丹念な読解によって得られた論拠もそれぞれに十分な説得力をもっており、また、『源氏物語』等他の作品からの援用もしごく適切に行われている。文章の明晰さとも相俟って、本論はきわめて魅力的な仮説、新しい『かげろふの日記』観を提示することに成功していると積極的に評価することができる。

3) 学位授与に関する委員会の所見

以上の審査結果から、本審査委員会としては、全員一致で本申請論文が博士(文学)の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。